

「居宅介護支援事業所鶴亀」重要事項説明書（令和6年4月1日現在）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（青森県指定 第0272700022号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

《 目 次 》

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. サービスの利用に関する留意事項
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 秘密の保持と情報提供に関する同意について
8. 賠償責任
9. サービス内容等の記録の作成及び保存
10. 事故発生時の対応
11. 緊急時の対応
12. 相談窓口・苦情対応
13. 医療との連携
14. 公正中立なケアマネジメントの確保
15. 虐待防止のための措置
16. 業務継続に向けた取り組み
17. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵心会
- (2) 法人所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1
- (3) 電話番号 0179-23-4111
- (4) 代表者氏名 理事長 武士澤 勝義
- (5) 設立年月 平成5年3月31日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の目的

この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所鶴亀 穧12年4月1日指定 青森 0272700022 号
- (4) 事業所の所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1
- (5) 電話番号 0179-23-4833
- (6) 事業所管理者氏名 奈良 敬子
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている状況等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ③ 指定居宅介護支援事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保険・医療・福祉サービスとの連携に努める。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 三戸町 ※町外の方でもご希望の方はご相談ください。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間帯	8:30～17:30
休業日	土・日・国民の祝日

※ 電話等により24時間常時連絡可能な体制をとっております。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜ 職員の配置状況 ＞

職 種	人 数	勤務形態	業務内容
管 理 者	1名	常勤（兼）	事業所の管理・運営
介護支援専門員	2名以上	常 勤	居宅介護支援業務
合 計	3名以上	-	

※管理者は介護支援専門員と兼務

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供しています。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

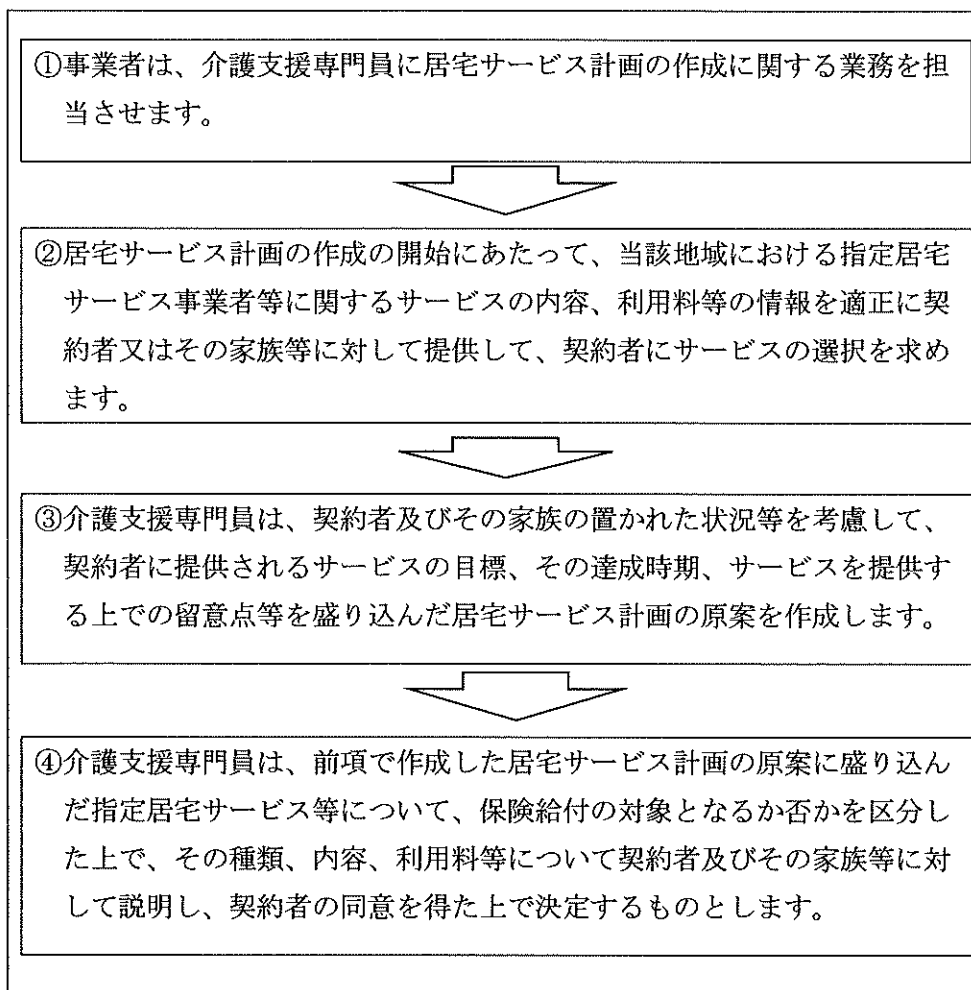
(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、1ヶ月につき下記のサービス利用料金をお支払いいただきます。なお、当事業所よりサービス提供証明書を発行しますので、お住まいの市町村窓口で手続きを行なうことで、全額払戻しを受けることができます。

【基本料金】

要介護1・2の方・・・・・・・・・・10,860円/月

要介護3・4・5の方・・・・・・・・・・14,110円/月

【加算料金】*各々についての要件を満たした場合に算定されます。

加算項目	料金	要件（抜粋）
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

		<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑧ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用） ⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
通院時情報連携加算	500円	<p>利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</p>
入院時情報連携加算（I）	2,500円	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む</p>

入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	連携1回 4,500 円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。ただし「連携3回」算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ※初回加算との同時算定不可
	連携2回 6,000 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合。

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価…利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、モニタリングやサービス担当者会議における検討など必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備をしていた場合居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となる。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の利用料金は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。

7. 秘密の保持と情報提供に関する同意について

当事業所では、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、あらかじめ別紙「個人情報利用同意書」により同意を得た場合は、これに基づいて必要最低限の情報を提供できるものとします。

8. 賠償責任

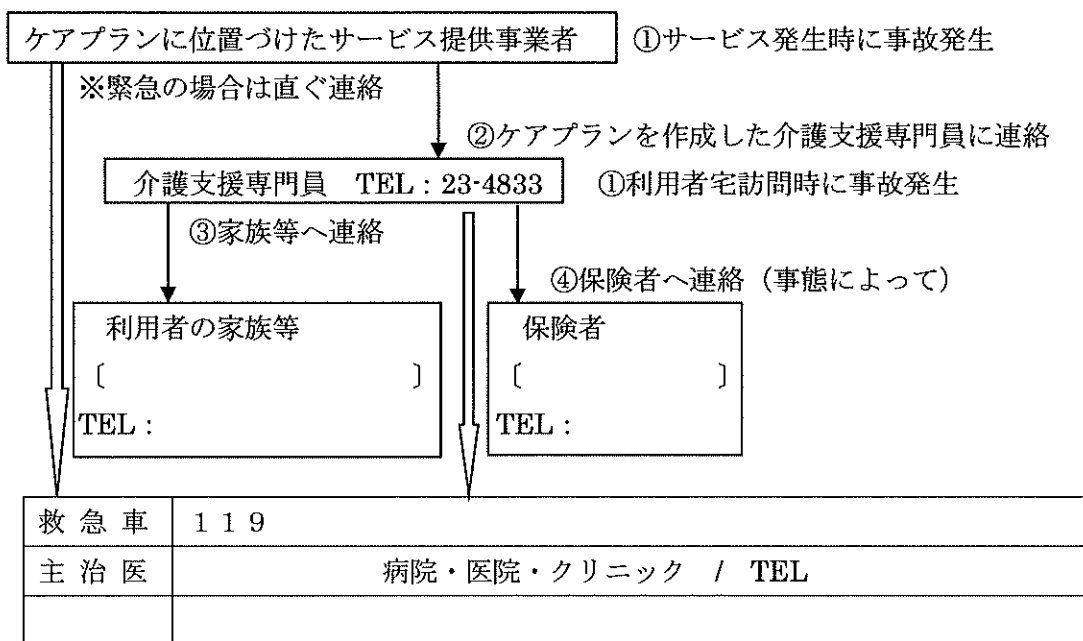
サービスの提供により事故が発生し、当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産を傷つけた場合、その損害を賠償します。

9. サービス内容等の記録の作成及び保存

事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。利用者及び利用者の家族は、事業者に対し、いつでも前頁の記録の閲覧および複写を求めることができます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡をとり対応します。



事業所名：居宅介護支援事業所鶴亀

連絡先：0179-23-4833

介護支援専門員：奈良敬子

1.1. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

ご利用者の 主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	関係：
	住所	
	電話番号	
	日中の連絡先	
	夜間の連絡先	

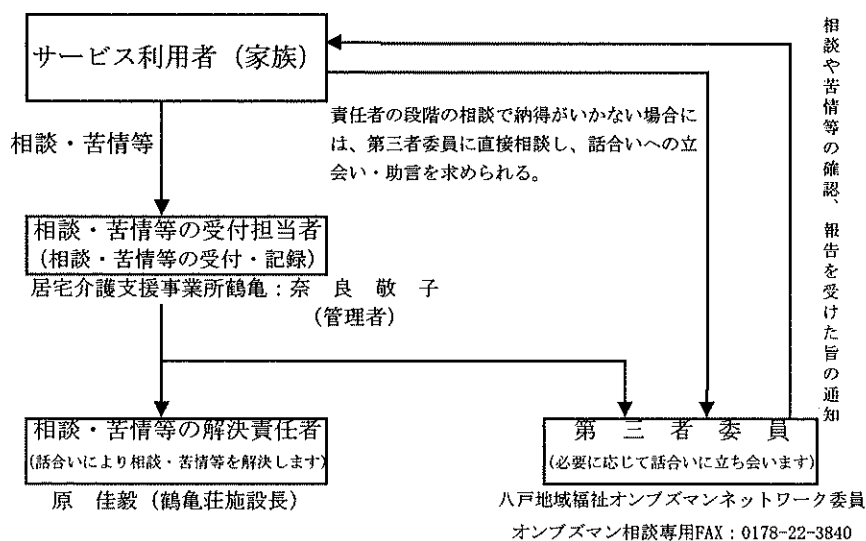
当事業所では、損保ジャパン株式会社の社会福祉施設総合損害補償『しせつの損害補償』に加入しています。施設内外における賠償・傷害事故等に幅広く補償されます。
 ※傷害事故による保険請求はケガをされたご本人（ご本人が難しい場合はご家族）からの請求により、保険金は保険会社から直接ご本人に支払われます。所定の手続きについては当事業所でもお手伝いいたしますが、原則ご本人の手続きとなります。

1.2. 相談窓口・苦情対応

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）または下記窓口までご連絡ください。

居宅介護支援事業所鶴亀	電話/FAX 受付時間	0179-23-4833 / 0179-23-4834 平日（土日祝日除）8:30~17:30
三戸町役場 健康推進課	電話 受付時間	0179(20)1153 平日（土日祝日除）8:15~17:00
青森県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口	電話 受付時間	017-723-1301 平日（土日祝日除）9:00~12:00、13:00~16:00
青森県社会福祉協議会	電話 受付時間	017-731-3039 / 017-731-3098 平日（土日祝日除）8:30~17:00

相談・苦情解決のための仕組みについて



* 相談・苦情の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

* 以上の仕組みで解決できない相談・苦情等は、青森県社会福祉協議会に設置された青森県運営適正化委員会「福祉サービス相談センター」に申し立てることもできます。

青森県運営適正化委員会「福祉サービス相談センター」 TEL 017-731-3039

13. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに測れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

14. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 複数事業所の説明等：利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
- (2) 前6ヶ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合：事業所が全6ヶ月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

15. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	奈良敬子
-------------	------

16. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

17. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	奈良敬子
--------------	------

説 明 確 認 欄

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1

名 称 居宅介護支援事業所鶴亀

説明者 介護支援専門員 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

また、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について▽複数の事業所の紹介を求めることが可能であること▽当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることについて説明を受けました。

ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____